

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則様式の一部を修正しました。（平成18年10月25日）

変更点

新設としていた《新たに特定鳥獣の捕獲等を行うことができる区域の標識》については、様式第十一の一部であることから、旧様式に《休猟区のうち特定鳥獣に関し捕獲等を行うことができる区域についての規定を追加》するよう訂正しました。

様式第十六の表面の備考の記述の一部を訂正しました。

様式第十七について、様式の裏面に備考欄を移動し、記述の一部を訂正しました。

様式第一及び第十六の裏面については、現行と変更が無いため、削除しました。

様式第1 (規則第7条第6項関係) 《新たに、許可証の発行年月日を記載することとする。表面のみ変更》

(表面)

12.5cm

12.5cm


折 目

8.8cm

第 年 月 日 号

有 効 期 間 年 月 日 から 年 月 日 まで

許 可 証
(鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等)

環 境 大 臣
(都道府県知事) 

注 意 事 項

- この許可証は、捕獲等又は採取等に際しては必ず携帯しなければならない。かつ、他人に使用させてはならない。
- この許可証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。
- この許可証は、その効力を失った日から30日以内に、環境大臣（交付を受けた都道府県知事）に返納し、かつ、捕獲等又は採取等についての報告をしなければならない。
- 返納の際に報告欄に所要事項を記入することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第12項の報告とすることができる。

折 目

8.8cm

住 所	
氏 名 (法人の名称)	
生 年 月 日 (代表者の氏名)	
鳥獣等の種類 及び数量	
目 的	
区 域	
方 法	
捕獲等又は採取 等の後の処置	
条 件	

報 告 欄


捕獲等又は採取等した場所	鳥獣等の種類	捕獲等又は採取等した数量	処置の概要	備 考

備 考

- 用紙の大きさは、やむを得ない場合を除き、25cm×17.6cmとし、4つ折り等により容易に携帯できるようにすること。
- 報告欄の処置の概要欄には、捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵に行った具体的処置を記載すること。
- 報告欄の捕獲等又は採取等した場所欄には、鳥獣保護区等の区域を示す図面に記載されたメッシュ番号を記載すること。
- 報告欄の備考欄には、地域における状況を考慮して記載事項を決定し、必要に応じて()書きするなどその旨を明示すること。

様式第6（第24条第3項関係） 《新たに、許可証の発行年月日を記載することとする》

（表面）

第 年 月 日	号
	有効期間 年 月 日から 日 月 日まで
販 売 許 可 証	
都道府県知事 	
住 所	
氏 名 (法人の名称)	
生 年 月 日 (代表者の氏名)	
鳥獣等の種類 及び数量	
鳥 獣 等 の 所 在 地	
販売の事由	
条 件	

（裏面）

注 意 事 項
1 販売許可証は、販売禁止鳥獣等の販売を行うに際しては必ず携帯し なければならず、かつ、他人に使用させてはならない。
2 販売許可証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又 は鳥獣保護員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではな らない。
3 販売許可証は、その効力を失った日から30日以内に、交付を受け た都道府県知事に返納しなければならない。

備 考 販売許可証の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

新設へ新たに、特定輸入鳥獣に交付する標識（脚環）について定める

区分	形状											寸法（ミリメートル）			
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	a	b	c	d	
											2.1	0.6	5.0	2.0	
											2.3	0.6	5.0	2.0	
											2.8	0.6	5.0	2.0	
											3.3	0.8	5.0	2.0	
											5.0	0.8	6.5	3.0	
											6.5	0.8	6.5	3.5	
											9.5	1.0	10.0	3.5	
											13.5	1.0	13.0	5.5	
											17.5	1.0	13.0	5.5	
											22.0	1.0	13.0	5.5	
											25.5	1.0	13.0	5.5	

備考

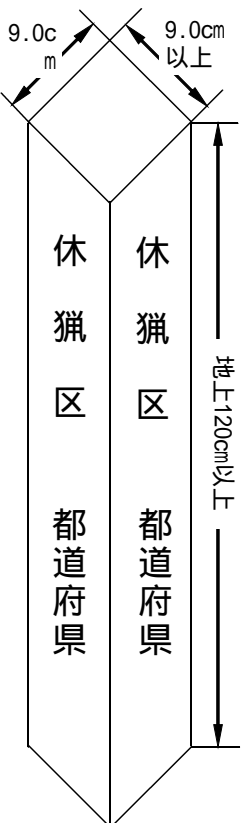
- 一 材質は、陽極酸化皮膜を施したアルミニウムとすること。
- 二 個体識別番号及び次の様式による極印を側面にレーザーマーカを用いて表示すること。

極印の様式

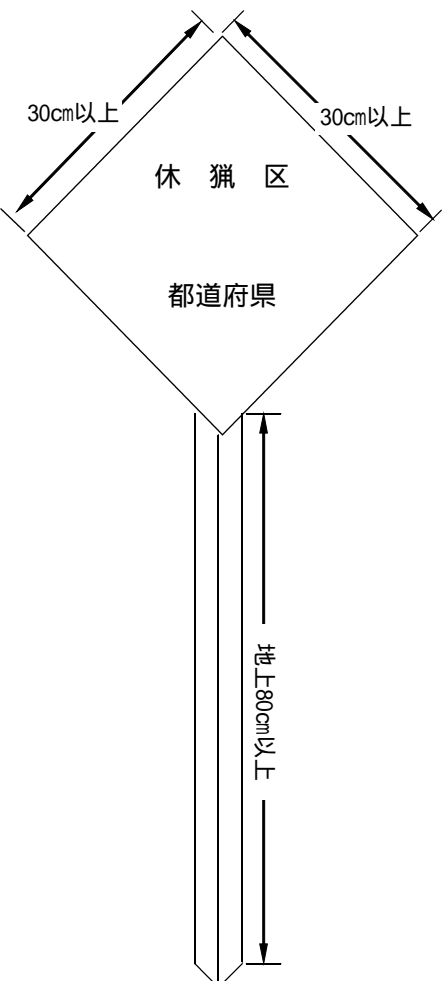


三 鳥の脚に脱落しないように装着すること。

様式第十一（第四十一条関係）へ休猟区のうち特定鳥獣に関し捕獲等を行うことができる区域についての規定を追加する。標柱



制札



備考

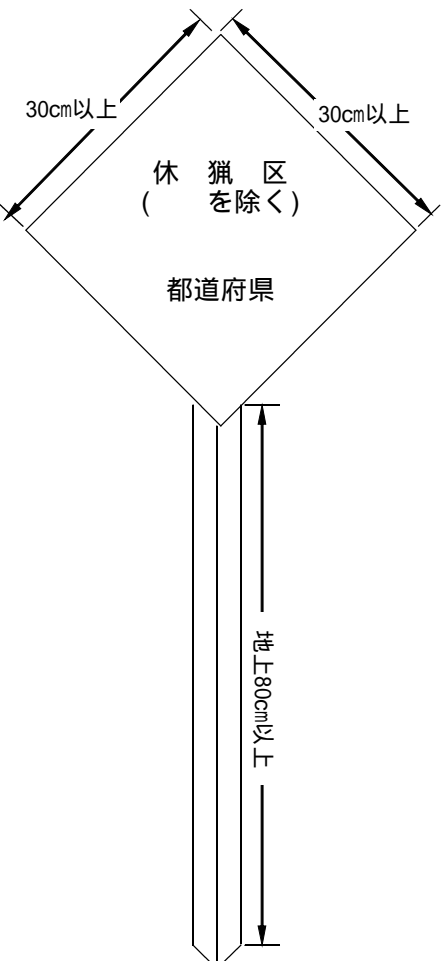
- 一 立木竹等に固定させる場合にあつては、地上二五〇cm以上の場所で固定させること。
- 二 支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さは八〇cm以上とし、支柱の先端部分は、地中に埋め込むか、又はコンクリート等で包み込むことにより移動しないようにすること。

三 法第十四条第一項の規定に基づき、都道府県知事が特定鳥獣に関し、捕獲等をするのできる区域を指定した場合は、次に掲げる様式の標識を設置すること。

標柱



制札



の部分には捕獲等をするのできる狩猟鳥獣の種類を表記すること。

四 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は次のとおりとする。

休 獵 区

Temporary Game Preserve Area

休 獵 区 の 一 部 に 特 定 鳥 獣 関 係 捕 獲 等 を す る こ と が で き る 区 域

の部分には捕獲等をするのできる狩猟鳥獣の種類を表記すること。

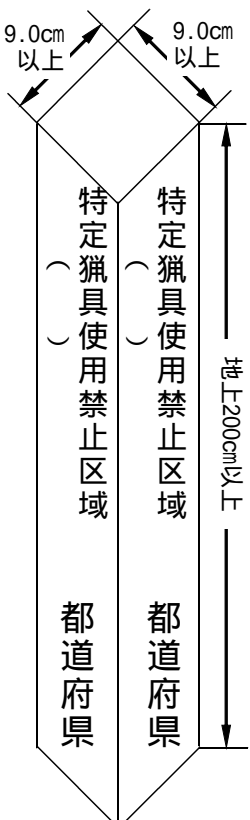
Temporary Game Preserve Area (Except)

様式第12（第42条第3項関係）《新たに、許可証の発行年月日及び使用を制限する特定猟具を記載することとする》

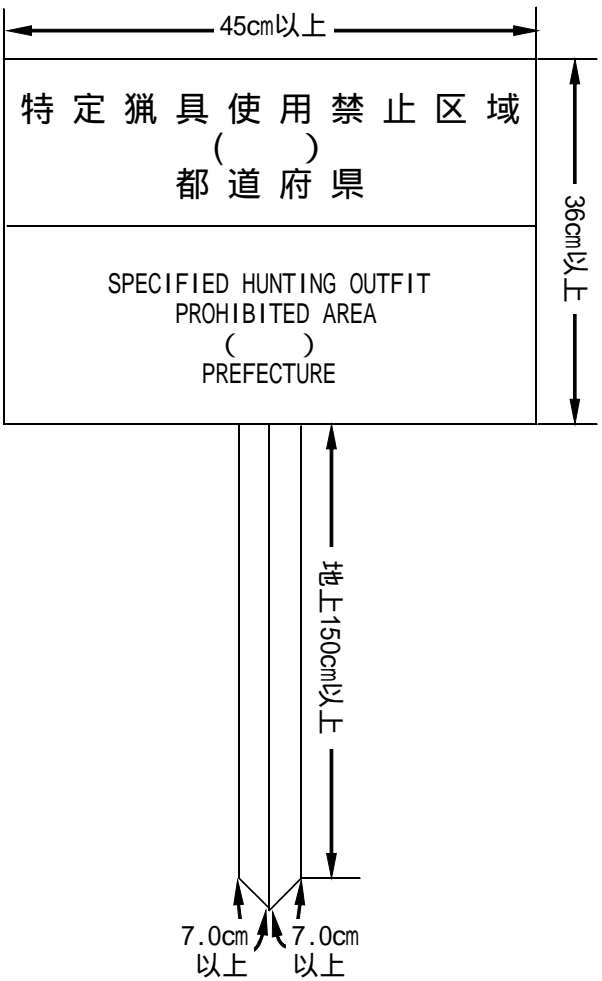
(表面)	12.5cm	12.5cm												
8.8cm	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>第 号 年 月 日</p> <p>有効期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p style="text-align: center;">承認証 (特定猟具使用制限区域における捕獲等の承認)</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 印</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <h3>注意事項</h3> <ol style="list-style-type: none"> 1 承認証は、<u>特定猟具使用制限区域内</u>で捕獲等を行うに際しては必ず携帯しなければならず、かつ、他人に使用させてはならない。 2 承認証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。 3 承認証は、その効力を失った日から30日以内に、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。 </div> </div>													
折														
8.8cm	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>使用を制限する特定猟具</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>特定猟具使用制限区域の名称</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>条 件</td> <td></td> </tr> </table>		住 所		氏 名		生 年 月 日		<u>使用を制限する特定猟具</u>		<u>特定猟具使用制限区域の名称</u>		条 件	
住 所														
氏 名														
生 年 月 日														
<u>使用を制限する特定猟具</u>														
<u>特定猟具使用制限区域の名称</u>														
条 件														

備考 用紙の大きさは、やむを得ない場合を除き、25cm×17.6cmとし、4つ折り等により容易に携帯できるようにすること。

様式第十三（第四十四条関係）（新たに、特定猟具使用禁止区域の標柱等を定める）
標柱



制札

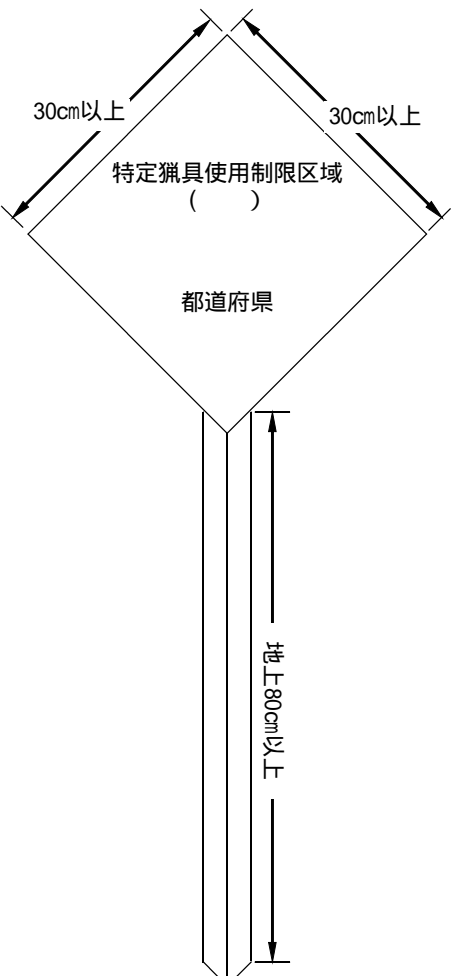


備考

- 一 の部分には、使用を禁止する猟具の種類を表記すること。
- 二 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は次のとおりとする。
 特定猟具使用禁止区域 Specified Hunting Outfit Prohibited Area
 特定猟具の例
 銃 Gun
 わな Trap
- 三 支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合を示しているが、鉄材等を用いる場合にあつては、同程度以上の強度があれば寸法についてはこの限りでない。

様式第十四(第四十四条関係) 《新たに、特定猟具使用制限区域の標柱等を定める》

制札



備考

- 一 一部分には、使用を制限する猟具の種類を表記すること。
- 二 立木竹等に固定させる場合にあつては、地上二五〇cm以上の場所で固定させること。
- 三 支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さは八〇cm以上とし、支柱の先端部分は、地中に埋め込むか、又はコンクリート等で包み込むことにより移動しないようにすること。
- 四 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は次のとおりとする。

特定猟具使用制限区域

Specified Hunting Outfit Restricted Area

特定猟具の例

銃 Gun

様式第16（第48条第3項関係）《備考欄の記載事項の中に狩猟免許に係る条件を追加することとする。表面のみ変更》

(表面)

第	号		
		<u>網</u> 獵	} 狩 獵 免 状
		<u>わ な</u> 獵	
		第一種銃獵 第二種銃獵	
			住 所
			氏 名
			年 月 日生
			鳥獸の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）により 狩猟免許を与える。 よってこの証を交付する。
		年 月 日	
			都 道 府 県 知 事 印
		有効期間	年 9 月 14 日まで
備	考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 有効期間は、狩猟免許の有効期限の年月日を記載すること。
- 3 備考欄には、狩猟に係る条件、狩猟免許に係る注意事項、氏名の変更及び狩猟免許の効力停止、（更新及び再交付の場合にあっては、狩猟免状の原交付年月日並びに更新である旨又は再交付である旨及び再交付の理由）について、その内容を記載すること。）

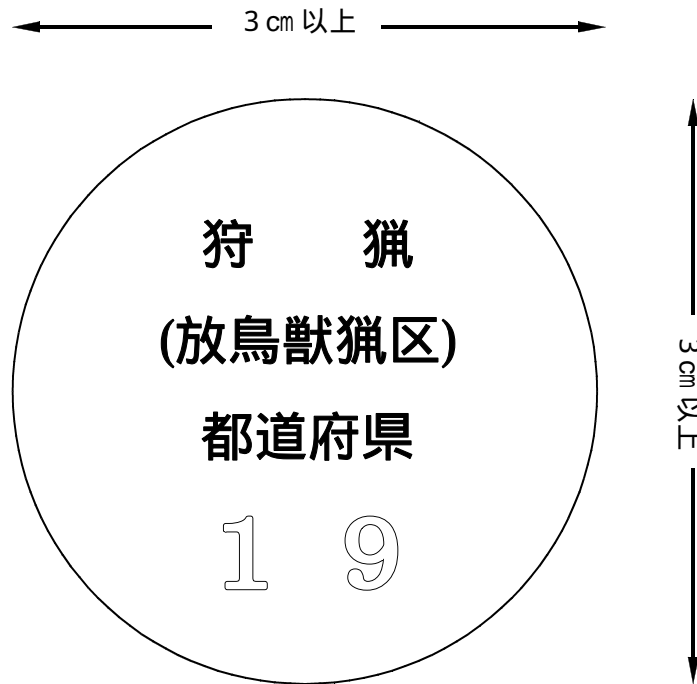
様式第17 (第65条第5項関係) 《注意事項5及び6の記載の変更し、備考欄の記載事項の中に狩猟免許に係る条件を追加することとする。表面のみ変更》
 (表面)

	折 目									
注 意 事 項	(放鳥獣猟区)	網 獵 わ な 獵 第一種銃獵 第二種銃獵								
1 狩猟者登録証は、これを交付した都道府県知事が管轄する区域内でなければ効力を有しない。 2 出猟の際には、必ず狩猟者登録証を携帯し、かつ、狩猟者記章を胸部又は帽子に着けなければならない。 3 狩猟者登録証及び狩猟者記章は、他人に使用させてはならない。 4 国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護員その他関係者が狩猟者登録証の提示を求めたとき又は捕獲した鳥獣の検査をするときは、拒んではならない。	狩猟者登録証 第 <u>19</u> 号 年 月 日 都道府県知事 印 写真 押出スタンプ	19 年 月 日 都道府県知事 印 写真 押出スタンプ								
折 目										
5 狩猟者登録証は、 <u>狩猟者登録の有効期間が満了したときはその日から30日以内に、登録が抹消されたときは速やかに、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。</u> 6 狩猟者登録証の交付を受けた者は、 <u>狩猟者登録の有効期間が満了したときはその日から30日以内に、交付を受けた都道府県知事に捕獲等をした場所及びその捕獲等をした鳥獣の種類別員数を報告しなければならない。</u> 7 返納の際に報告欄に所要事項を記入することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第66条の報告とすることができる。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table>	住 所		氏 名		生年月日		備 考		
住 所										
氏 名										
生年月日										
備 考										

8.8cm

8.8cm

様式第18（第65条第5項関係）《網獵免許、わな獵免許について記章の色を定める》



備考

- 1 材質は、金属とし、「狩獵」の文字、都道府県名及び年号を浮き彫りで表示すること。
- 2 放鳥獸獵区の区域のみに係るものにあつては、「放鳥獸獵区」と表示すること。
- 3 地色は、次によること。
網獵免許に係る狩獵者記章は黄色
わな獵免許に係る狩獵者記章は赤色
第一種銃獵免許に係る狩獵者記章は紫色
第二種銃獵免許に係る狩獵者記章は緑色
- 4 記章の形及び図案については、都道府県知事の定めるところによる。

様式第19（第69条関係）《休猟区（特定鳥獣に関し捕獲等を行うことができる区域）を表示する色、模様を新たに定めるほか、備考1の追加、備考5の記載内容の追加を行う。》

鳥獣保護区等の名称	区域を表示する色	区域を表示する模様
鳥獣保護区	赤（淡）	
鳥獣保護区特別保護地区	赤（濃）	
鳥獣保護区特別保護地区特別保護指定区域	赤（濃）	
指定猟法禁止区域	青（濃）	
<u>特定猟具使用禁止区域</u>	青（淡）	
<u>特定猟具使用制限区域</u>	青（濃）	
猟区	黄（淡）	
放鳥獣猟区	黄（濃）	
休猟区	緑（淡）	
<u>休猟区（特定鳥獣に関し捕獲等を行うことができる区域）</u>	<u>緑（濃）</u>	
捕獲禁止区域	緑（濃）	

社寺境内、墓地等の狩猟の禁止されている区域

備考

- 1 特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域にあっては、使用を禁止又は制限する猟具の種類について、休猟区（特定鳥獣に関し捕獲等を行うことができる区域）にあっては、捕獲等を行うことができる特定鳥獣の種類について記載すること。
- 2 縮尺は、原則として10万分の1とすること。
- 3 一区画に表示される区域が縦5キロメートル、幅5キロメートルとなるように区画を設定し各区画ごとに番号をつけること。
- 4 英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は次のとおりとすること。

(1) 鳥 獣 保 護 区	Wildlife Protection Area
(2) 鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区	Special Protection Area
(3) 鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区 特 別 保 護 指 定 地 域	Special Restricted Protection Area
(4) 指 定 猟 法 禁 止 区 域	Designated Hunting Prohibited Area
(5) <u>特 定 猟 具 使 用 禁 止 区 域</u>	<u>Specified Hunting Outfit Prohibited Area</u>
(6) <u>特 定 猟 具 使 用 制 限 区 域</u>	<u>Specified Hunting Outfit Restricted Area</u>
(7) 猟 区	Paid Game Hunting Area
(8) 放 鳥 銃 猟 区	Released Game Hunting Area
(9) 休 猟 区	Temporary Game Preserve Area
(10) 休 猟 区	Temporary Game Preserve Area
(11) <u>（特定鳥獣に関し捕獲等を行うことができる区域）</u>	<u>(Limited Game Hunting Zone)</u>
(11) 補 獲 禁 止 区 域	Hunting Prohibited Area
- 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条第2項の規定に基づき入猟者の制限を行っている区域、自然公園特別保護地区、天然記念物、野鳥愛護林等この表に記載された区域以外の区域及び鳥獣保護区、休猟区等の区域の変更箇所についても、表示することができる。

(裏面)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律抜すい

第75条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、第9条第1項の許可を受けた者、鳥獣(その加工品を含む。)若しくは鳥類の卵の販売、輸出、輸入若しくは加工をしようとする者、特別保護地区の区域内において第29条第7項各号に掲げる行為をした者、狩猟免許を受けた者若しくは狩猟者登録を受けた者又は猟区設定者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特別保護地区の区域内において第29条第7項各号に掲げる行為をした者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、鳥獣保護区、休猟区、猟区、店舗その他の必要な場所に立ち入り、狩猟をする者その他の者の所持する鳥獣(その加工品を含む。)又は鳥類の卵を検査させることができる。

4 第2項の規定による立入検査若しくは立入調査又は前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第86条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(8) (略)

(9) 第75条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、又は忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(10) (略)

(表面)

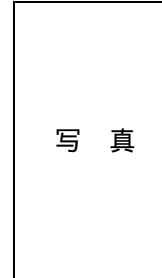
第 号

交付年月日 年 月 日

使用期限 年 月 日

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第75条第4項の規定による身分証明書

官職、氏名及び生年月日



環境大臣

(都道府県知事)



様式第二十一(第七十七条関係)へ新たに、生年月日を記載することとする。

備考 この身分証明書の大きさは、原則として日本工業規格A6とすること。

(裏面)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律抜すい

第77条 環境大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第10条第1項、第15条第10項、第25条第6項、第30条第1項若しくは第2項、第37条第10項又は第75条第1項に規定する権限の一部を行わせることができる。

2 前項の規定により環境大臣の権限の一部を行う職員は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 (略)

第83条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) (略)

(3) 第10条第1項、第25条第6項又は第37条第10項の規定による命令に違反した者

(4)~(6) (略)

第84条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1)~(5) (略)

(6) 第15条第10項、第22条第1項、第24条第9項、第30条第2項又は第35条第11項の規定による命令に違反した者

(7) (略)

(表面)

第 号

交付年月日 年 月 日

使用期限 年 月 日

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第77条第2項の規定による身分証明書

官職、氏名及び生年月日

写 真

環 境 大 臣



備考 この身分証明書の大きさは、日本工業規格A6とすること。

様式第二十二(第七十七条関係)へ新たに、生年月日を記載することとする。